

建設環境常任委員会会議記録（概要）

令和2年1月29日（水）

開 会 （午後1時30分）

【議 事】

○令和元年議案第101号「所沢市都市計画マスタープランの策定について」

谷口委員長

議題に入る前に、本日の審査の流れなどの確認のため、休憩すること
よろしいか。（委員了承）

休 憩（午後1時31分）

再 開（午後1時53分）

平井委員

前回の委員会での質疑を受けて、各委員から意見が出されており、議案
第101号について、論点を整理したい、自由討議を申し入れたい。

谷口委員長

ただいま、平井委員より自由討議の申し入れがありました。自由討議を
行うことよろしいか。（委員了承）

自由討議は、あらかじめ各委員から出された意見をまとめた資料を基に
行うことよろしいか。（委員了承）

【自由討議】

村上委員

資料の意見の中には、質疑がされていない事項等もあるので、意見が出された部分について、執行部の考え方を聞き、確認してはどうか。

谷口委員長

意見毎に執行部に考え方を示してもらうことでよいか。（委員了承）

○資料1 ページ「、LGBTや増加が予想される外国人労働者」を加える意見について

吉田街づくり

まず初めに、今回提案した都市計画マスタープランは、都市計画法第1

計画部理事

8条の2に基づく都市計画の基本的な方針であり、これに即して都市計画を定めるとされているものです。議案には、都市計画に関連する街づくりの方向性や考え方についても記載をしておりますが、事業に関する計画ではないことを改めてお伝えいたします。

1 ページ目の意見が出されている箇所については、ここは、「改定の背景」として「街づくりをめぐる動向」についていくつか例示しているところです。修正案に示されている、LGBTの「何が」・「どのように」、また、増加する外国人労働者が「どのように」、街づくりを検討する背景として影響があるのか、意見ではわかりづらいので、説明をお願いします。

また、「外国人」ではなく「外国人労働者」としていることについても説明をお願いします。

島田委員

外国人労働者については、入管法も改正され、今後、国でも増やしてい

く方針である。LGBTの考え方についてもそうであるが、マスタープランはこれに即して都市計画が進んでいくものである。第6次総合計画の時に子供の貧困のことについて質疑をしたときも、その表現に内容として含まれているので、あえて書いていないという答弁だった記憶がある。やはり、今後の課題として、背景のところに記載する必要があると考え、それに基づいて今後のさまざまな街づくりに生かしていく必要があることから、加えたものである。文章のつくりや表現がおかしいということであれば、表現を変えることはやぶさかではない。LGBTの問題や外国人労働者の記載については必要である。

平井委員

もし、加えるとすれば、原案の文のあとに、加えるのであればすっきりするのではないか。

村上委員

多様化の後に、括弧書きでLGBT・外国人労働者という表現としてはどうか。こういった表現とすることについて、執行部はどのように考えるのか。

畑中都市計画
担当参事

ここでいう街づくりのライフスタイルの多様化については、インターネット決済の普及により物流機能が非常に大きくなっており、郊外地には大規模な倉庫やそれを流通させるための道路の整備が必要となっていることやライフワークバランスにおいてテレワークといった都心で働かずに

家の近くにシェアオフィスを借りて働くといったことにより土地の利用、人の動きの変化があることをイメージしています。LGBTは暮らしぶりではなく性的指向ということですので、ライフスタイルとは少し異なるものと考えます。LGBTの何が街づくりに影響を与えるのかということをお補っていただく必要があると考えます。

村上委員

多様化することで、街づくりの形というか、物流の倉庫、小さな事務所などを想定した都市計画のあり方を示した文書であると思われるので、少し論点が異なるのではないかと。

平井委員

なるべく意見を盛り込むような形とした方がよい。説明ができれば加えることも差し支えないという答弁であったから、考える余地はあるのではないかと。

島田委員

意見については絶対に譲れないというものではないので、執行部の考えを聞きながら考えたい。

○資料2 ページ「(現埼玉西武ライオンズ)」と「、秋草学園短期大学」を加える意見について

畑中都市計画

この部分は街の沿革として過去から現在までの土地利用に関すること

担当参事

を記載しています。議案で「西武ライオンズ」としている理由としては、

企業名は設立時から今まで「株式会社西武ライオンズ」であり、本市への移転時の名称は「西武ライオンズ」でした。「埼玉西武ライオンズ」は球団名称として2008年から使用されています。ここは、「街の沿革」として、ライオンズが移転してきたことについて述べたものであることから、「西武ライオンズ」と表記してしたものです。秋草学園短期大学については、加えることに特に意見がありませんが、他の学校については加えなくてもよいのかといった疑問が残ります。

○資料2 ページ「一方、外国人労働者については、増加が予想されます。」

を加える意見について

畑中都市計画
担当参事

ここは、都市計画としての方針を示すにあたっての「第1章概況と課題」の中で、人口の推移と将来の見通しについて記載しています。本市における人口、世帯、年齢構成について述べていますが、実績値については外国人も含めた全市民の推移を示しています。意見では、外国人労働者の増加が予想されると追加されていますが、人口に占める外国人という相対的な捉え方でなく、敢えて外国人労働者と特筆して記載しなければならない意図や外国人労働者が街づくりに関してどのように影響しているのかが、この表現では不明瞭ですので説明をお願いします。

また、この一文が追加されることにより、外国人労働者が街づくりに関して何か問題であるかのように受け取られないか危惧していることを意見として述べさせていただきます。

島田委員	議案書の14ページの推計は外国人労働者も含めたものであることか。
畑中都市計画 担当参事	そのとおりです。
島田委員	<p>考え方は先ほど来、申し上げているとおり、言語の表記など街づくりの施策はいろいろな対応が必要となる。今までも課題があることから、そのことについて記述する方がよいと考え、あえて加えている。推計値に外国人が含まれていないと思い込んでいたこともあった。改めて考え直したい。</p> <p>○資料3ページ「整備され」を「株式会社KADOKAWAによって整備され」に改める意見について</p>
畑中都市計画 担当参事	<p>この意見については、特にありません。</p> <p>○3ページから5ページまで「ステキな」を「魅力的な」に改める意見について</p>
畑中都市計画 担当参事	議案24ページで、街の将来都市像を「自然と調和し 安心して住み続けられる 持続可能でステキな街」としていまして、その言葉の説明をし

ています。ステキな街の説明として「医療・福祉、商業、環境、文化などのさまざまな分野がお互いに連携して魅力を高めていくこと」、「人それぞれにとってさまざまな感覚で魅力を感じられる」、そういう街を目指すとしており、そうした街を「ステキな街」と表現しています。また、ところざわサクラタウンやボールパークが設けられることなどから、文化・エンターテインメントといった明るく軽やかなイメージを表現するものとしてカタカナ表記としています。

この部分は改定委員会の議論の中でも、通りから一本入ったところに過ごしやすいカフェがあったら、それはステキな街であるといった意見もありました。ステキというものがどんな街なのか議論がありましたが、どういった街がステキなのか市民の皆さまに考えていただく、投げかけとしてもこの表現が適当であるということで答申をいただいています。「ステキな」を「魅力的な」とする意図・理由、「魅力的」を漢字とした理由について説明をお願いします。

島田委員

今もあったとおり、片仮名でステキとするとそれだけ説明が必要となる。計画において片仮名の表現がすごく引かかる部分でもあり、前回の委員会で、COOL JAPANということで、外国人にとっては片仮名がかっこいいといった答弁もあった。果たして外国人が難しいこのマスタープランを読むのか。そういったことを考えたときに、片仮名でステキとするよりは固い印象となるが魅力的とすれば十分理解ができる表現であ

ると考え、片仮名ではなく漢字で魅力的とした。

村上委員

私の印象として、都市マスに片仮名でステキという表現が出てきたときに非常に画期的な印象を持った。魅力的な街というどこでも魅力的なという言葉を使っているのをあえてステキな街として提案をされ、検討委員会でもステキな街とはどういう街か、この魅力的な街としてしまうとほとんどが魅力的な街となってそこは素通りしてしましますが、ステキな街とすることでステキな街はどういった街なのかといった議論の論点となることを考えると非常に画期的なよい言葉であり、広がり方からすれば、ステキとする方が将来的な街づくりに向けてのメッセージ性があると会派として考えている。

平井委員

公式な文書において、片仮名でステキという表現はないと思うが、これは所沢市特有のものか。

吉田街づくり

計画部理事

漢字で素敵とした場合には、敵味方の敵となることから、漢字の表記としてはいかななものかということがありました。ステキという言葉を選んだ理由の一つとして、例えばの話ですが、平井委員がある男性に「魅力的ね」と言われるのと、「ステキね」と言われたときに受ける印象はどちらのほうが心に響くでしょうか。どちらが相手の心をぐっとつかむことができるかを考えたときに、ステキには心に響くものがあると思うのです。そ

のような言葉の響きがあるステキとする方が、市民の心をつかむように思いキャッチフレーズとしました。キャッチフレーズで大事なものは、言葉一つで相手の心を虜にするという言い過ぎかもしれませんが、そういったものが大事であると考えています。

平井委員

反論ではないが、女性の一番の誉め言葉はチャーミングである。次はキユートである。

島田委員

そこまで言うのであれば、この計画の中で今述べられたようなことにつながるように、その外に、表現を行政用語から少し変えたところはあるのか。

畑中都市計画

ここは、将来像ということで吉田理事が申し上げたように少し挑戦的に行政では使われていない表現を用いたところですが、これ以降は少し説明的なものであることから、虜にするような表現は用いていません。

担当参事

松本委員

魅力的というのは確かによいが、硬いというか、大人である。ステキという若い人を取り込む感じがする。

○6 ページ「街づくりをめざします」を「街づくり、老朽化したマンション、空き家対策も取り組みます」に改める意見について

畑中都市計画
担当参事

議案書の26ページとなりますが、「第2章 基本方針」は、総合計画でいうところの基本構想に当たる大局的な考え方を示す箇所であって、その中の「2. 街づくりの基本的な考え方」に掲げた5つの着眼点の一つである「安全で安心して暮らせる街づくり」として、災害に強い街づくりを目指すという方針を示したものです。「老朽化したマンション」や「空き家対策」といった個別的、各論的な事柄は、基本構想に当たる「第2章 基本方針」において述べるべき事柄ではなく、むしろ、各論である「第3章 分野別方針」以下において記載するべきものと考えます。なお、「老朽化したマンション」という記載ではありませんが、議案55ページに「老朽化が進む団地や一団地を形成している住宅地の更新」として、住宅地の経年劣化に対する考え方を示しています。さらに、「空き家対策」については、議案の54ページの暮らしのリード文において住環境における課題の一つとして示すとともに、議案の56ページに「適切に管理されていない空き家」への対応など、分野別方針において個別に方針を示しています。街づくりの基本的な考え方に掲げた5つの着眼点として災害に強い街づくりについての方針を示したうえで、分野別方針には必要に応じた表記をするという構成になっていることから、ここに「老朽化したマンション」や「空き家対策」といった事項を追加することについて説明をお願いします。

吉田街づくり

補足しますと、畑中参事から説明があったように、第2章の基本方針の

計画部理事

章立てについては、総合計画で言うところの基本構想に相当し、かなり大局的で大きな課題を取り上げて書いています。こちらの分野別方針の第3章のところは、分野ごとの各論的なものについて記述していくべきものとして、基本計画や実施計画に当たるところが分野別に並んでいるという構成となっています。そうしたことから、マンション問題は、もちろん都市問題の一つではありますが、大きな街づくりのベースとなる方向性としては各論的なものですので、分野別に記述することで、全体の大きな方針の中ではあえて表現をしていないので、追加することに無理を感じるころです。

村上委員

この章立てについては、会派でも議論をしており、今説明があったが、基本構想部分といわゆるその下につながる実施計画という意味で言うと、第2章までに都市計画の大きな将来像を示すことが収まっていると考えている。第3章、第4章については個別的な今の第6次総合計画の個別計画の分野別で割り振るとこういう考え方になる。こういうことが行われているということを書き込んでいる章であると認識している。第4章の地区別についても、今までの街づくりの方針の中にある、地区別の考え方をそのまま踏襲している書きぶりである。大きな方針の中で、分野別ということで具体的な空き家対策やマンションの老朽化の文言をここで記載すべきと考えている。そもそも第3章、第4章というものが、大きな所沢の都市計画の構成を示す議案の中に入っていることも、そこまでは必要ないも

のであるということが会派でも議論となった。どちらかというところに記載するのではなく、第3章に記載すればよいと考える。

島田委員

今話を聞いて、確かにここは大局的なところであって、各論的な内容であるといった話が聞けたので、改めて考えたい。

畑中都市計画
担当参事

○6ページ「ボールパークをはじめとする」を加える意見について
こちらの意見については、例示として追加するものと考えられますことから特にありません。

畑中都市計画
担当参事

○7ページ「など」を「、市内中小企業の支援と大学と連携し、若い起業家を育成し、地域の活性化を図り」に改める意見
土地利用の方針のうち、工業・産業系土地利用の中の土地利用転換推進エリアの一つの地区について、土地利用に関する方針として記載している部分です。追加された部分は、産業振興の取り組み方針として理解しており、土地利用の記述であるここでの記載は必要ないものと考えておりますし、日本語としても意味が分かりづらいと考えます。文意を説明していただき、わかりやすい表記となるよう再検討をお願いします。

平井委員

今回、土地利用計画は、ほとんどが呼び込み型というか、よそからくる産業を取り込んでおり、一番大事なのは、内需拡大というか、中にある企

業を応援することが大事であり、新たな産業という記載であったため、市内中小企業を応援すること、大学と連携して若い人を育てることであって、20年の構想であるので、20年経てば若い人が育つという意味では、そういうことをしなければ所沢市全体が疲弊し、若い人が育たないということで、この計画の中に位置づけることが大事だと思う。土地利用計画であるけれども、新たな産業の誘導することについては、新たに呼び込む形の産業を言っているので、それだけではなく若い人を育てることを記載することで将来に向けて展望ある街づくりになると考えて提案した。

松本委員

三ヶ島工業団地に関してのところだと思うがほかにも言えることではないか。

平井委員

他のところにも入れることでよいが、三ヶ島が一番進んでおり、拠点としてやっていきたいということからここに加えることとした。

村上委員

基本的に産業を呼び込んでいく工業団地の整備をどうしていくかというある程度の方針を示していくところに、政策的なことや、具体的な事業ものがここに入り込んでくることは、どちらかという、外から新たな企業を呼び込んでくるのが大きな産業政策の柱と考えているので、具体的な工業団地をどう進めていくべきかということ議論するときには、いろいろな発想や論点があってもよいと思うが、ここに限定的に加えられると

厳しいという考えである。

平井委員

原案のとおりとして、その後一文として加えることでよいということか。

村上委員

ここに政策的なことなどを具体的に書き込むと、その方向性が狭まってしまうという懸念がある。あえて、書くのではなく、ここは基本的に企業誘致をしていくという大きな流れの中で、最終的には意見のようなこともあるかもしれないが、その幅を狭めるような書きぶりとなることは避けるべきである。

山口土地利用
推進担当参事

平井委員の意見を具体的に記載した場合には、前回の委員会で産業団地として成立した場合、企業が本当に来るのかどうか心配であるとか、工場として売れないのではないか、その場合には地権者の負担となるのではないかということを平井委員は話されていましたが、ここに若い起業家を育成し、地域の活性化を図るということを明記してしまうと、そう条件が整わない限り工業団地を誘致することができなくなってしまうので、ここはあえて、「など」に含まれているとご理解いただきたいと考えています。

平井委員

具体的、具体的というが、計画の中には「COOL JAPAN FOREST構想」の中心的な施設である「ところざわサクラタウン」など

の資源を活用し」と他にも具体的なところもあり、腑に落ちない。ほかに入れる適当なところがあれば可能なのか。

畑中都市計画
担当参事

繰り返しとなりますが、土地利用の方針として書くべきことと、産業振興策として書くべきことをわけていただきたいということです。企業がどこから来るのかについては、市内事業者の移転先でもよいですし、市外から来ることでもよいものです。三ヶ島工業団地に来た企業がどのような形で事業展開をされることについて、大学との連携、若い起業家の支援や中小企業と連携していくということであると思いますので、土地利用のことと企業活動、産業振興策の方向性が一緒になってしまいますので、この部分については、都市計画マスタープランに記載しなくてもよいのではないかと考えます。

平井委員

よくわかったが、そうだとすると資料の3ページのところなど、入れることができる箇所がほかにあるのか。

畑中都市計画
担当参事

平井委員ご指摘の議案書の18ページになりますが、こちらは、本市の概況として産業の状況を述べたところです。農業産出額や製品出荷額などの傾向とともに、特徴的な土地利用について記載していることから、具体的な名称が載っているものです。三ヶ島工業団地についての土地利用をどう考えるかということと、産業の沿革として特徴的なものがあるので個別

名称を記載していることは全く別物であると考えています。

平井委員 所沢市としては若い人を育てることはどこに記載があるのか。

畑中都市計画 土地利用に関しては特に書く必要はないと考えますが、産業政策として
担当参事 は非常に重要なことと考えますので、産業経済部において取り組むべきものと考えています。

平井委員 具体的にマスタープランに反映できないということか。

畑中都市計画 土地利用に関する計画においては、若い人を育成することなどについて
担当参事 は記載する必要はないものと考えています。

平井委員 若い人にこだわってしまっているが、市内の中小零細企業をどう活性化
するということについては都市マスの中にはどこにも記載がないという
ことか。それさえあれば、構わないが、ないのであれば、何か一言、将来
に向けての展望となるようなことを入れたいと考えている。

畑中都市計画 議案書の35ページの工業・産業系土地利用 (1)工業ゾーンで適正な土
担当参事 地利用により、操業環境の向上を図ることを記載していますので、既存の
事業者の操業しやすさ、発展性を望んでいることはこの言葉に含まれてい

ますし、中段以降の三ヶ島工業団地周辺地区においても、市内企業の移転先の確保や既存の工業団地の拡張に向けた土地利用を推進すると記載していますので、あくまで土地利用の中でそういった支援をする視点について書いているものです。産業政策として取り組むべき内容については、できるだけ書かないようにすることで整理しています。

○8ページ「●国の構想道路である核都市広域幹線道路は、引き続き具体的な計画に向けた国の動向を注視していきます。」を削る意見について

畑中都市計画
担当参事

これを記載した理由については、国の構想道路として埼玉県5か年計画などに記載されていることから、記載が必要であると考えています。削除してしまうと、土地利用に関する広域の計画との整合性に齟齬が生じてしまうことや、この構想があることが市民に周知されないことも危惧されます。この道路はあくまで構想であることから、動向を把握していくためにも注視していく必要があるものと考えています。削除した場合の影響についてどのようにお考えか説明してください。

平井委員

埼玉県各都市広域幹線道路建設促進期成同盟会が休止して時間が経過し、お金も払っていないことから、わざわざ記載する必要がないとするのがわが議員団の意見である。記載することによって存在意義を示すことなのか。なぜ、記載するのかという思いがある。

<p>畑中都市計画 担当参事</p>	<p>存在意義を示すことではなく、未だに構想として残っている事実があることから、その事実をしっかりと記載するということです。そのことによって、市民に知ってもらうことが大事であると考えていますので、記載したものです。</p>
<p>平井委員</p>	<p>削ってしまうと、全く市は関連がないと思われてしまうことから、残しておき、所沢市としては注視をしていることを示すためか。</p>
<p>畑中都市計画 担当参事</p>	<p>残っている以上は、市としても認識していることを示すということです。</p>
<p>山口土地利用 推進担当参事</p>	<p>この構想道路については、上位計画である埼玉県5か年計画に位置付けられていることと、接続先である東京都でも2040年を想定した都市整備の上位計画で都市づくりグランドデザインが策定されています。その中でも、「三環状道路の整備を促進するとともに、ミッシングリンクの解消や広域的な交流・連携を促す路線について検討を進めます」となっておりまして、その検討路線の一つとして核都市広域幹線道路が位置付けられています。埼玉県の上位計画と東京都の上位計画にも入っていますので、こういった構想道路があるということを所沢市も認識した上で、具体的なルート選定は決められているわけではありませんが、仮に国から方針が示された際に、市として環境面などについて配慮を求めていくことが必要とな</p>

ると思われますので、国の動きを注視していくことは引き続き変わるものではないと考えています。

平井委員

広域幹線道路の問題は、今から20年位前に大きな運動があってトトロの森やみどりが失われるということでみどりを守る団体からも声が上がったことがあった。また、市長もみどりを守る公約を掲げており、それらと矛盾すると考えたことから、この意見となった。注視をするだけという理解でいる。

村上委員

基本的に、国土計画というのは、大きくは、国の国土利用があって、それに基づいて埼玉県や所沢市もあって、広域の道路は接続するところは整合性を持っておかなければならないということが基本的な考え方であるので、構想があれば載せなければならぬと考える。埼玉県の整開保にもあるように、構想がある限り載せておかなければ他市との整合性が取れなくなる。平井委員が懸念するところもよく理解できるが、構想がある以上都市マスタープランの中に載せる必要があると考える。

○8 ページ「及び新規路線の拡充」を加える意見について

畑中都市計画

新規路線の拡充については、そのあとに続く「輸送力の確保」に含むものと考えています。輸送力の確保には、新規路線を設けることの他に増便なども手段として考えています。既存の路線は維持することとその他とし

担当参事

てきちんと輸送力を確保することを働きかけるという意図で記載をしています。表記が不十分であることについて説明してください。

佐野委員

サクラタウンやボールパーク、将来的には基地が返還された後の跡地利用など、これからも開発計画が想定される中で、ららぽーと富士見ができたときには、周辺のバス路線が4本もふえたということがあった。それに伴い、赤字であったコミュニティバスが黒字路線となり財政的にも非常にいいという例がある。都市マスは将来の可能性についてなるべく否定しないように書くべきであって、増やせる可能性をきちんと明記すべきと考え意見とした。

畑中都市計画

委員の発言の趣旨は理解できると思いますが、新規路線の拡充について

担当参事

は、輸送力の確保に含まれると考えていることから、意味が重複する可能性があるため、この文言の置き場所や文書としての整合性をご検討いただければと考えます。

○8ページ「水辺」を「水源地・水辺」に改める意見について

○9ページ「湿地」を「水源地・湿地」に改める意見について

畑中都市計画

みどりの基本計画の施策の展開では、「樹林地と水辺地の一体的な保全

担当参事

を掲げていますが、その中で河川の源流（水源地）が湿地であることや、源流部にいくつもの湧水が確認されることなどが記載され、これらの保全

に努めるとしています。議案では、これらの内容について「湿地や河川と
いった水辺と樹林地の一体的な保全」と整理して記載しており、「水辺」
「湿地」という言葉に「水源地」の意味が含まれるものと考えています。

「水源地」という言葉を追加する必要性について説明してください。

佐野委員

水辺と水源地は分ける必要がないものと考えていたが、エコロジカルネ
ットワークの構築を目指しますと明記されており、エコロジカルネットワ
ークを研究している人に話を聞くと、水源地は水辺の中でも若干特殊な意
味を持つとのことでした。水源地は水辺とはわけて、非常に重要なところ
であり、学術的にも重要な単語であるとのことであったため、明記する意
見とした。

畑中都市計画
担当参事

私どもとしては、水源地は、水辺・湿地という言葉に含んでいると整理
しています。

○9ページ「や気候変動による集中豪雨の被害軽減」を加える意見につ
いて

畑中都市計画
担当参事

議案書の46ページの(4)良好な生活環境の保全と推進における表記と
なりますが、これに対応する事項として環境に配慮した街の方向性のう
ち、「生活環境の保全」に「地下水のかん養の推進」を掲げており、これ
に対応する事項として必要であると考えます。この文言を削除した理由を

説明してください。

島田委員

先日の委員会での質疑の結果、①水環境の保全から③廃棄物の適正な処理までに例示されていることと、直接、集中豪雨の被害軽減については関連がないと感じたことから、削除する意見とした。先ほどの地下水のかん養の推進についても集中豪雨の軽減と言わなくても衛生的で安全な生活環境の確保という表現で良好な生活環境の保全に含まれるものと考え、削除とするものとした。

畑中都市計画

担当参事

削除された表現となりますと、日常生活の中で衛生的で安全な生活環境を確保することだけにフォーカスされますが、近年、集中豪雨による被害が甚大化していることから②において透水性舗装や雨水流出抑制施設を推進することで例示しています。そういう手法によって地下水をかん養すること、水の逃げ場を増やしていくことで被害を軽減することを記載していることから、このような表記としています。

島田委員

地下水のかん養がメインなのか、集中豪雨の軽減がメインなのかということだと思うが、集中豪雨の被害軽減ということであれば、もう一歩住み込んで透水性舗装以外にも河川の氾濫、内水氾濫も問題となっている。そうした記述を加えたほうがより市民に分かりやすくなると思うがいかがか。

畑中都市計画
担当参事

今の集中豪雨の被害に対する対策や被害防止については、議案書の58ページから防災の分野があり、ここに少し記載があります。「●集中豪雨による浸水被害を防止・軽減するため、河川の改修、雨水管や貯留施設の整備などの雨水対策を進めます。」としていることから、委員の考えについてここで示しているものと考えています。議案書の46ページについては、環境の分野においてできることの中で、集中豪雨による被害軽減に関連して記載しているものです。

島田委員

そういうことであるならば、46ページは地下水のかん養であって、地下水のかん養を努めていくことであるならば、集中豪雨の軽減と地下水のかん養は自分の中では結びつかない。集中豪雨の軽減が58ページに書いてあるということならば、余計に書き方を変える必要があるのではないか。

畑中都市計画
担当参事

ここは環境のところですので、雨水を直接排水することよりも、地下水浸透策を講じることが、環境的な配慮にもつながり、集中豪雨の被害軽減につながるということでここに記載しているものをご理解をお願いします。

村上委員

島田委員が言ったことに一理ある。結局、都市マスタープランという街

の方向性を示す中で、第3章は分野別にこういったことを掲げるから、このように整合性が取れなくなるところが出てきている。集中豪雨ということを書き込むということは、都市計画を担当する立場からすると、こういったところが将来の都市計画に影響があるということをごに具体的に書き込んだ意味を教えてください。分野別では生活環境の中で地下水のかん養で、一方で柵をつくるか言っている。そういうことが、分野別におけるからそこに整合性が図れなくなっている。ある意味ではこういった政策的なことは大きな都市マスタープランの方向性とは別の構成とすべきである。そのため、こういった議論において整合性が図れていない部分があると思っている。考え方を伺いたい。

畑中都市計画
担当参事

村上委員のおっしゃるとおりだと、私どもも思っています、今回の議案の都市マスタープランの構成としては、改定するに当たっての背景という大きなところから、改定の時期に考えるべき課題を整理してその上で、書き込むべき内容を着眼点として整理して、その着眼点に基づいて分野別に書き込むという構成になっています。ある課題を解決するために、どの分野でやっていくのか、複数の分野にわたることがしばしばあります。今、ご議論をいただいているところ以外にも、少し具体策に入り込めば、入り込むほど、いろんな分野との関係性が出てきますので、まずは大枠をしっかりと書くということが大事であると考えています。

また、集中豪雨の被害軽減について、環境のところにもどのような影響が

あるのかしっかりと書き込んだほうがよいのではないかという御意見がありました。44ページの3. 環境のリード文のところで、現在の状況や方向性を文章で記載していますが、その中で、気候変動等を踏まえ自然環境を生かしていくということを概要として記載しているとご理解願います。

休 憩（午後3時0分）

再 開（午後3時5分）

○10ページ「、公共空間の利活用」を加える意見について

畑中都市計画
担当参事

議案書52ページの5. 活力・にぎわい (1)人が集まる街づくりの交流が生まれる街づくりの方針となりますが、周辺に広い道路や公園が住宅地における地域住民のコミュニケーションを図る場として、空き地・空き家の活用の方向性を示したものであることから、公共空間の利活用を追加することは文意からするとなじまないものと考えます。追加するお考えについて説明をお願いします。

佐野委員

公的施設を民間が使うことで新たなコミュニティを創出することができ、椿峰中央公園でのつばきの森マーケットといったケースもあり、公開空地をキッチンカーが使うなど、民間活力の向上を図ることも必要であると考えます。公共空間利活用は中心市街地活性化のためにも必要であるという意味で盛り込んだ。

畑中都市計画

担当参事

ここの記載は、大きな通りに面していない、一步下がった住宅地などで、近年空き家や空き地が目立っていて、その解消策として地域の方に管理していただく公園や地域の方が気軽に立ち寄れるカフェなどに空き家をリノベーションする事例があります。そういったものをイメージしています。公共空間の利活用そのものについては、これからの方向性としては重要であると理解していますので、もし公共空間という言葉を加えるとするならば、「空き家のリノベーションや空き地を利活用して公共空間を生み出すことにより」といった表現をしていただけると、文意に合うものとなると考えます。佐野委員の意見である公共空間そのものの利活用方策ということとは、異なるものとなりますが、ここに加えるということであればということとなります。

村上委員

公共空間そのものを加えることは違う意味となるのではないかと。

平井委員

意味がよくわからないのだが、具体的にどういうことか。

村上委員

中心市街地でも公共空間として広場とかがあがる。

平井委員

中央公民館の前のところか。

畑中都市計画 担当参事	都市計画の中で、公共空間の活用という、管理重視でなかなかいろいろな活動ができなかった公園や道路でマルシェだったり、音楽イベントであったり、オープンカフェであったりといった活動ができるようになるような動きがあつて、現在、都市計画の分野での利活用という場合にはこのようなイメージです。イベント等で楽しんでもらえるように公共物を活用するというのがイメージされることと考えています。
村上委員	おそらく副委員長はこういうことが大事であるといっていることではないか。
佐野委員	そのとおりである。
松本委員	空き家を活用して公共物とするということではないでよいか。
佐野委員	そのとおりである。
村上委員	説明があつたような活用の仕方が大事だということによいとすると、公共空間を入れるのであれば、提案があつたような表記のほうがなじむという事でよいか。
佐野委員	そのとおりである。

村上委員

椿峰中央公園とあったが、屋台が出てそこを公共空間として活用したということをお願いということではどうか。そういったことを趣旨としてここでは述べているという答弁があったので、この文章になじむような変更をしたいということであれば、今提案のあった修正はよいと思うがどうか。

佐野委員

それでよい。利活用して公共空間を生み出すということまでは想定していない。大きな道に面していない、あくまでも住宅地のこととするのであれば、文言としてはどうかと思うが、それだけに限らず、地域コミュニティのための新たな集いの場の創出ということを広く可能性を残しておくべきと考える。

村上委員

あくまでも意見として出した案がよいということか。

佐野委員

そのとおりである。

畑中都市計画

佐野副委員長の言われていることも重要であると考えています。この5

担当参事

2ページのリード文では、「新たな土地利用などによる活力」と続く文章の中に、先ほど申し上げたカフェやマルシェなどといった活動も視野に入れて記載しています。ご意見のあった文章のところは、奥まった住宅街を

イメージして書いていて、もう少し大きなところで、市外からも人を呼ぶような活動については、このリード文で方向性としては考えています。

○10ページ「文化」を「文化・スポーツの推進」に、文化を「文化とスポーツ」に改める意見について

○10ページ「●スポーツを楽しめる街づくりを進めます。」を加える意見について

畑中都市計画
担当参事

ここに記載した文化にはスポーツを含むものであり、スポーツという言葉の追加は不要と考えます。第6次所沢市総合計画に掲げた将来都市像「絆、自然、文化 元気あふれる『よきふるさと所沢』」の「文化」という言葉にもスポーツの意味が含まれるものと理解しており、土地利用の方針を示す都市計画マスタープランにおいても、「スポーツ」を追加する必要はないものと考えます。こうしたことも含めて、「スポーツ」という言葉を追加する必要性について説明してください。

佐野委員

確かに、スポーツは文化に含まれていることはそのとおりであるが、スケボーやフットサルといったものは音がうるさいといった指摘がある中で市街化区域の中でスポーツを楽しめるような理念を落とし込むべきだと考え、スポーツをあえて文化から切り離して表記することとした。もしスポーツを出すのであれば、芸術も出すべきであるかもしれないと考えるが、理念としてはそういったことで切り出したものである。

平井委員

文化の中には芸術とスポーツが必ず入るので、芸術も文化に含まれるのだが、文化・芸術・スポーツということなのではないか。

畑中都市計画
担当参事

文化ということであれば、芸術活動、文芸活動、音楽、スポーツなど、さまざまな活動が含まれるものですので、あえて、細かく書かず、文化と表記したものです。

畑中都市計画
担当参事

○11ページ「●倒壊の危険性があるブロック塀などは、早期改善を図ります。」を削る意見について

議案56ページの分野別の暮らしのリード文にあるように、安心・安全に暮らすことができる良好な住環境の整備について方針を示しているところです。建築物の耐震・不燃化とともに付随する周囲の塀や門扉などの工作物についても建物同様に耐震化を図ることが極めて重要であり、過去のブロック塀倒壊事故の事例もありますことから、未然防止に努める必要性をわかりやすく示したものです。この方針をそもそも不要とすることについては、都市計画や街づくりにおいて最も重要な「市民の生命・財産を守る」という観点に照らし、不要とする理由は、見当らないことから、説明をお願いします。

島田委員

今までの説明からすると、このことはリード文などに含まれているので

はないか。都市マスタープランは20年の長い計画であり、危険性のあるブロック塀は市でもかなり進んでいるのではないか。浄水場など点検をして速やかに撤去していると思うが、あえて20年という長いスパンを考えたときに、この文を入れるのではなく、リード文などに含まれるということから不要であると考え。

畑中都市計画
担当参事

御指摘があったとおり、この都市計画マスタープランは、20年後を見据えたものですので、20年経てば今安全だとされているブロック塀も劣化するので、将来にわたり危険性がないように、改善を図っていく必要性について記載をしているものです。

島田委員

先ほどの老朽化が進んでいるマンションもブロック塀と同じで、入れておかなければ20年後なのだから、となってしまう。

吉田街づくり
計画部理事

ブロック塀の記載の一つ上に、火災に対する安全性を高めるため、防火・準防火地域の指定により建築物の不燃化・難燃化を目指しますといったことを書いていますが、要は、建物の耐震とその建物に付随するブロック塀は一つのものですが、建物については、耐震、不燃化の記載はありますが、ブロック塀はここではあえて分けて記載しています。その理由は、家は建て替えても、ブロック塀はまだ使えるからといって、お金もないしということでブロック塀はそのままとすることが多く見受けられます。家

のほうがブロック塀よりも耐震性がしっかりしていて、実際には家は建て替えても、ブロック塀まで手が回らないというところがあることから、避難経路の道路に面するブロック塀の倒壊が子供だけではなく市民のみんなが困ることもあって、市民の生命・財産を守るという観点から、大阪の事故があったことも踏まえて、引き続き警鐘を鳴らし続けることが重要であり、あえて書いています。

平井委員

今の話は個人の話ではないか。ブロック塀まで手が回らないというのは個人の家のことを言っているのか。土地利用のことなのか。

吉田街づくり
計画部理事

街は一軒の家でできているわけではなくて、一つひとつの家が立ち並んで一つの街ができています。どこの家でも同じようにやっていただけるとよいのですが、なかなか新陳代謝の時期が違いますので、その連担性というところで、みなさんに同じように気を付けていただきたいということをあえて言う必要があると考えています。

島田委員

今までの説明からすると、ブロック塀については、55ページに老朽化が進む団地や一団地を形成している住宅地の更新とあって、地区計画などの活用により住環境の改善に努めますという文章に含まれるのではないかと。ブロック塀にこだわる必要はないし、20年後はブロック塀だけではなくほかのことでの問題も起こりうるのではないかと。そういうことを考え

ると、55ページの先ほどの文章に含まれているのではないかと。

○11ページ「老朽化した学校施設を含む」、「地域住民の合意を図りながら」を加える意見について

畑中都市計画

議案書の55ページとなりますが、これは土地利用としての公共施設の

担当参事

再配置の必要性について記載したものです。所沢市公共施設等総合管理計画には公共施設に学校が含まれており、議案に記載した公共施設も同様の意味で用いていることから、追記する必要はないものと考えます。

また、「地域住民の合意を図りながら」については、所沢市公共施設マネジメントの方針では、「市民ニーズの変化にあわせて転用を図る」としていることから、地域住民の理解が得られるよう進めることは当然のことと考えております。土地利用の方針を示す都市計画マスタープランにおいては、その運用について記載する必要はないものと考えています。この2つを追加する理由を説明してください。

島田委員

公共施設に学校施設が含まれているとの説明があったので、こだわる必要はないものと考えました。あえて、加えた理由としては、これから市の公共施設でウェイトを占めるものが学校施設であると示されており、一般質問でも、学校の統廃合については、市長が心のふるさつであることから統廃合はしないと答弁があった。そのようなことがあると心配となる。公共施設に学校施設が入っていると思うが、そのような答弁があった

以上学校施設を明示し、例外とされないようにする意図であえて加えたものであったが、含まれているとの説明を聞いたので、意見については検討したい。また、「地域住民の合意を図りながら」については、公共施設の複合化や統廃合については、行政だけではなく丁寧に進めてほしいという念押しの意味で加えている。

○12ページ「●災害時応援協定を結ぶ都市を増やし、災害時の体制制を強化します。」を加える意見について

畑中都市計画
担当参事

議案書の59ページとなりますが、こちらについては、防災の分野における土地利用としてのネットワークの必要性という点から、緊急時に必要となる道路について記載しています。都市間連携は災害対策として個別の計画において必要であると考えますが、土地利用の方針を示す都市マスで記載する必要はないものと考えます。ここに追加する理由を説明してください。

島田委員

先日の委員会の中でも土地利用であるので、個別の課題は所管する部署の話となるという答弁をもらっているが、確かに都市間の応援協定の話については、土地利用から離れるところがあるので、検討したい。

○13ページ「●災害時のトイレの確保・管理ガイドラインを設定します。」 「●女性・障害者・高齢者・外国人に配慮し、長期化する避難所生

活を考慮しプライバシーに配慮した避難所運営に努めます。」「●小・中学校の体育館におけるトイレの洋式化を進めるとともに、体育館へエアコン設置を検討します。」を加える意見について

畑中都市計画
担当参事

議案書の59ページの「⑤避難場所などの整備」ですが、ここは、土地利用の方針として避難所の確保と施設のユニバーサルデザインの必要性を記載しています。追加された事項は避難所の設備や運用に関するものであり、土地利用の方針を示す都市マスで記載する必要はないものと考えます。この3項目が土地利用に関して必要であることについて説明してください。

島田委員

たしかにそうであるが、⑤避難場所の整備の黒丸の3つ目では、「福祉避難所については、必要に応じて高齢者施設、障害者施設、児童施設などを指定し、災害時に対応できる体制づくりの検討を進めます。」となっていて、これについては土地利用ではないのではないかと。こういった記載が多くある。これを記載するならば、意見である3項目を記載したいと考えるがいかがか。

畑中都市計画
担当参事

体制づくりということで記載していますが、高齢者施設、障害者施設、児童施設などは開発許可において、特別な場合に設置ができることがあることから、土地利用に関係することがあるため、体制づくりとしての土地利用として記載しているものをご理解をお願いします。

村上委員

たしかに、体育館のトイレや洋式化やエアコンについては、我々もつけろと言っているので、そういった意味では賛同できるが、議会は予算が増額となるような提案をすることは厳しいということがあって、例えば、個別具体的な事業について都市計画マスタープランの中に提案していくことに疑義がある。エアコンをつけろといった場合には、予算を伴う提案となってしまうのではないか。いろんなどころの今ある課題を分野別に入れるからこういったことがたくさん出てきてしまうのだと思う。そのときに議案に対してどういったことができるのかと考えたときに、予算を伴うような個別具体的な事業についての提案をすべきではないというのが会派の意見である。

平井委員

公共交通ネットワークの充実の利便性の向上では、バス停にベンチを設置しとあり、具体的なものが記載されている。必要なものは予算を伴っても書かざるを得ないものがあるのではないか。

村上委員

確かに個別にみると、具体的なことも記載がある。我々もエアコンつけてもらいたいと思うが、修正をしようとしたときに、躊躇する。それは、予算の増額を伴うような修正は、議会が行うことはどうなのかという考えが会派ではある。具体的なことが書いてあるからといって、議会も具体的なことを加えることについて、予算提案権に触れるような疑義があると考え

え、慎重にいくべきであるというのが会派の考えである。

島田委員

絶対に設置しろという書き方ではないし、課題としてといった表現などいろいろある。エアコンや災害時のトイレなどもあり、書き方は考えるが、ユニバーサルデザインでくくるのではなく、あえて書いたものである。

村上委員

会派でも議論をしてきたが、今ある課題を分野別に振り分けていくと、整合性が取れなくなるし、こっちでは書いてあって、こっちでは書いていないということも、こういったところの如実に出てきてしまっている。そうであるならば、具体的にこうであるべきだと提案したいが、予算が増額となるような修正は控えていくスタンスである。どうしても、課題を取り上げて、それをどこに書き込むかという、どこかに入れ込まなければならぬ。これは都市マスタープランの体系的なところの構成に無理がある。前回のプランには既に分野別、地域別の記載があることから、都市マスタープランとはこういうものだという概念が頭の中にある。20年間の方針となると基本的な部分と分野別・地域別の部分は違うレベルで考えるべきである。会派としては、予算の増額が伴うような修正は望ましくないと考えている。

畑中都市計画

細かい点となりますが、「女性・障害者・高齢者・外国人に配慮し、」

担当参事

と加えている分については、ユニバーサルデザインとしてまとめてほしく

ないとのことで加えられたと思いますが、子供やLGBTという記載も必要になるのではないのでしょうか。まとめられるものは、まとめる方が方針の表記としてはふさわしいと考えます。この点について、ご考慮をお願いします。

休 憩（午後3時40分）

再 開（午後4時2分）

○13ページ「、織物のまち・航空発祥の地の関連施設を含め」を加える意見について

畑中都市計画
担当参事

議案書の63ページの(2)歴史・文化的景観の保全の中での記載となりますが、祭りや芸能が、建築物等と人々の活動が一体となって文化的景観として構成されることを示しており、いわゆる無形文化財のようなものを想定しています。施設の保存と景観とは異なるものであり、意見については文意と異なるものと考えます。関連施設とは具体的に何を指すのか、また、どのような観点から景観として捉えられるべきなのか、理由を説明してください。

佐野委員

織物のまちでは齋藤家だったり、秋田家だったり、山口では湖月縮だったり、所沢飛白みたいなものがあったりして、航空発祥の地の関連施設では旭橋などもあると思うが、所沢独自の文化的景観を象徴するような施設については、重松流祭りばやしや岩崎鯨獅子舞を具体的な例示があること

から、関連施設までフォローして、これらの文化的な景観の保全・継承に努めますとしたほうがよいとの理念で加えたものである。

畑中都市計画
担当参事

今、例として上がりました歴史的な資料については、もし加えるということであれば、この文の一つ上の文のほうがふさわしいと思われます。この文は人々の活動といろいろな施設等が一体となって景観となっていることを記載しているものです。上の文については、寺社、城跡、古戦場あと新田跡など個別の土地などを記載していますので、佐野副委員長の挙げられたものを記載するのであれば、加える箇所を適切なところにしたほうがよいのではないかと考えます。

○14ページ、15ページ、16ページ「神明社」を「所澤神明社」に改める意見について

畑中都市計画
担当参事

特に意見はありません。

○14ページ「などの活用」を「及び文化会館跡地並びに周辺は、街なかみどりの創出、市民の憩い、防災の拠点、文化とスポーツの推進、健康づくりを念頭において」に改める意見について

畑中都市計画
担当参事

庁舎跡地などの市有資産については、さまざまな観点から取り組む必要があるものと考えられることから、ここでは活用していくという方針を示

したものです。活用にあたってどのような視点を重視するかについては、そのときの市政の方針や社会経済情勢等を踏まえるものと考えられますが、現時点での視点を記載することにより、将来的に目指す活用方法が不必要に制限されるおそれがありますことから、不必要であると考えています。こうした表記を追加する理由について説明してください。

島田委員

先日も旧町の町内会で要望を市長に提出に行っているのだが、まずは地域住民の方との合意形成を図って旧庁舎・文化会館跡地利用を進めていくという答弁をずっとされていたが、その中で、地域住民の声は、みどりの創出、市民の憩い、防災の拠点など記載したようなことを求めている。いろいろと調査研究をしているのは知っているし、伝え聞くところによるとKADOKAWAの例のように売り払いたいということが漏れ伝わってくるが、そういうことではなく、地域住民の総意としてはここに記載したことである。畑中参事が説明したように、その時々によって政策が変わってしまうということではなく、望んでいることは決まっているわけである。具体的なものまで書いているのではなく、そういった視点を念頭において検討するといった書き方である。こういった地域の声を踏まえて盛り込んだものである。

吉田街づくり

計画部理事

議案の「旧庁舎地区跡地などの活用」の「など」については、旧町地区にあります旧庁舎、文化会館はもちろんですが、その他にも市有地がいく

つか所沢地区にあります。代表的なものは旧庁舎となりますが、そういった未利用の公有地をいかに活用していくかということについて、今後は庁内で全体的な議論を進めていくべきであるとする市の考え方を「など」で表しています。旧庁舎、文化会館跡地だけの活用を進めていく意味ではないことをお含みいただきたいと思います。

○15ページ「●所沢駅前の大型商業施設開業による渋滞対策を進めます。」を加える意見について

畑中都市計画
担当参事

大型商業施設については、開業していない状況でどの程度の渋滞が起こるかは不明です。現時点において、所沢駅西口土地区画整理事務所では開発事業者に対し、発生交通量を推計し渋滞の未然防止に取り組むよう求め、継続的に協議しているところです。また、西武鉄道グループと共同して街づくりに取り組んでおり、この記載をすることで協力関係にひびが入ることを危惧しています。この記載はない方がよいものと考えます。また、渋滞が起こることが前提となる記載であるので、市民に不安を与えてしまうことも危惧しています。渋滞対策はいろんな形で取り組むべきものとして都市計画の課題であると考えていますが、ここで記載すべき必要はないものと考えています。

島田委員

むしろ、記載がない方が市民は不安であるのではないか。もうすでに大型商業施設ができ、最大で1日10万人の来訪が見込まれるといった独自

の推計があることについて一般質問で答弁があった。そうした中で、商業施設に多くの来場者があることがわかっている。相手事業者との関係にひびが入ると説明があったが、ひびが入るかどうかはよりも、地域住民の安全や交通渋滞について市として対策を進めていくことを打ち出さなければ、旧町周辺の地域住民は不安になると思うが、いかがか。

吉田街づくり
計画部理事

懸念されていることはごもっともであろうかと思えます。大規模施設のオープン当初は一時、その周辺がとぐろを巻くような混雑になることはありますが、その後、客層が安定してくるとさほど渋滞にはならない施設になるわけです。所沢市としては、オープン当初の一時の渋滞は置いておいて、どうしたら渋滞が起きないような施設にできるかというところを市としては西武と協力してやっていくところであって、島田委員の書きぶりでは渋滞があってその対策はどうするかといった表現であって、市としては西武とタッグを組んでそのようにならないように取り組んでいくという考え方とは、捉え方がこういう書き方の相違につながっているのではないかと考えます。

島田委員

言いたいことはわかったが、私は少なくともいつときの渋滞では収まらないと考えている。街のつくりとしてどうしても所沢駅周辺に集まるような形になっている。じゅうにん坂の下のアンダーパスの話などいろいろ計画があるようだが、いずれにしても大型商業施設が開業することで何らか

の交通対策が必要となってくるという中で、市民に向けて、市としても西武と一緒にやっていくといったメッセージを受け取ることができたら、市民も安心すると考えている。表現は改めて検討する。

○15ページ「及びにぎわいの創出の空間」を加える意見について

畑中都市計画
担当参事

ここは、市街地再開発事業などによって創出されるオープンスペースの記載となりますが、事業によって創出された敷地内の空地は、歩行者空間として整備するもので、賑わい創出を目的としたものではないことからこの記載は不適切と考えます。歩行者空間として整備されたものをどのように使うことについては、いろいろなやり方があると思いますが、にぎわい創出のために整備するわけではなく、書きぶりがこちらの意図とは異なりますので、不要と考えます。追加して記載する理由を説明してください。

佐野委員

オープンスペースを歩行者空間として整備をするという記載では誤解を生むのではないかと。歩行者空間に限定してしまうと芸術や音楽といったことが楽しめなくなってしまうおそれがあることから、そのようなことが楽しめるようににぎわいの創出の空間としたものである。

畑中都市計画
担当参事

ここは、所沢地区についてのいろいろな分野についての記載をしていますが、所沢駅は市内で最も人通りが多く、その発展は市にとって非常に大きな影響がありますので、にぎわいは大切な要素ではあると思います。こ

ちらについては、議案書の82ページに⑤活力・にぎわいという項目があります。そこでは「所沢駅周辺は、本市の表玄関や交流拠点の経由地として、にぎわいのある魅力的な街の形成を図ります。」「所沢駅西口周辺地区や東町地区での市街地再開発事業を核とした中心市街地では、にぎわいのある商業地の創出をめざします」としています。この地区でのにぎわいの必要性については十分認識をしております、それをめざすところとして記載しているのが私どもの考え方です。

○15ページ「●老朽化するマンション・空き家対策を進めます。」を加える意見について

畑中都市計画
担当参事

老朽化する住宅や空き家への対応については、分野別方針の5. 活力・にぎわい、6. 暮らしなどに記載しています。全体の中で必要性について記載しているものです。所沢地区のマンションについては、市内でも比較的新しく、高度な技術を用いたものが多くことから、あえて所沢地区にこれらの表記を追加する必要はないものと考えています。所沢地区にこの記載をする理由を説明してください。

島田委員

最初に建てられたマンションは20年後には築40年を超えてくる。そうなってくると、老朽化するマンション対策、特に旧町はタワーマンションが他の地区と比べてより高層なものが多く、マンションの形態も他の地区と異なるという意味で、20年後にいよいよ老朽化したマンションが問

題となったときからの対策ではなく、20年後のことはわかっているのだから、今のうちから老朽化を迎えるマンションについても何らかの対策を講じていく記載があってもよいと考え、追加したものである。

畑中都市計画
担当参事

既に、市内には50年近く経過したマンションが何棟もあり、全市的な課題として取り組むべきものと考えております。所沢地区だけに、特に記載をする必要はないものと考えています。先ほど来、村上委員からどこにどのように記載するのかについては難しいとの指摘をいただいておりますが、私たちも書き分けを苦勞しているところですが、このご意見については、全市的な課題として捉えています。

○16ページ「若松町地区では、土地区画整理事業などによる都市基盤」を「若松町地区の土地区画整理事業については、全員合意を目指し、都市基盤」に改める意見について

畑中都市計画
担当参事

土地区画整理事業は関係権利者の合意を得ながら進めていくものであることから、全員合意を目指すことが前提であり、議案の記載で十分と考えます。このような表記とした理由について説明してください。

平井委員

区画整理事業については、私も30年来、狭山ヶ丘の区画整理に付き合ってきて、1人の反対があった場合には時間がかかることは実感している。全員と書いたが、住民合意という意味である。住民合意であれば、ほ

ば全員となるが、全員合意は難しいことはわかっている。必ず、どういう問題でも、一人や二人の反対者が出ることは実感しており、全員合意は全く難しいということで、住民合意という表現に変更したいと考えている。

畑中都市計画
担当参事

住民に表現を変更するということですが、住民とされた場合には、区画整理地内の住民なのか、その周辺の住民を含めた住民なのか、今の説明ですと、明確ではないと考えますので、改めて説明をお願いします。

平井委員

当初は地権者と近隣住民としていたが、調整によって、原案となっている。「地権者の住民合意をめざし」とすればわかりやすくなるのではないか。

山口土地利用
推進担当参事

ここで、伝えたいことは土地所有者が勝手に家を建てるのではなく、計画的な市街地形成のために、土地区画整理事業という手法を用いて都市基盤を進める旨を明記したいということです。合意を目指しながら、土地区画整理事業を完成させるのは当然のことで、全員合意を目指していますし、区画整理地以外の近隣の住民の理解を得ながら工事を進めていることから、原案の表現のとおりでよいものと考えます。

平井委員

大体、そのように言われるのだが、狭山ヶ丘でも初めは100人くらい反対者がいて、今は半分くらいいる。納得してもらえない方が多く残って

いるが、その方のために多くの時間とお金がかかるということでは、最初が大事である。区画整理事業は3分の2の合意があればできてしまうので、全員合意を目指していると言いながら、納得しないまま進むことは本当に危険であるので、改めて住民の気持ちを代弁し、納得すれば反対はないはずであるから、そこを目指していただきたいという意味で加えたものである。

○16・17. 18・19ページ「設置」を「設置・拡幅」に改める意見について

畑中都市計画
担当参事

本市は幅員の狭い道路が多く、現況の道路幅員では歩道を設置できないため、道路を拡幅する必要があります。そもそもの目的は、歩道の設置であることから、この表記は道路を拡幅して歩道を設けることを意図して記載しています。拡幅を追加する理由について説明してください。

佐野委員

歩道のないところに歩道をつくることを設置、歩道の狭いところを拡げることを拡幅と考えたが、道路自体を拡幅しなければ、確かに設置ができないので、そのように理解した。

○17ページ「●メガソーラー所沢による再生可能エネルギー創出の取り組みを進めます。」を加える意見について

○19ページ「●メガソーラー所沢による再生可能エネルギー創出の取

<p>畑中都市計画 担当参事</p>	<p>り組みを進めます。」を削る意見について</p> <p>施設の所在は小手指地区にあり、加筆修正につきましては、ご指摘のとおりでございます。また、山口地区の記載の全文削除につきましても、ご指摘のとおりでございます。</p>
<p>畑中都市計画 担当参事</p>	<p>○18ページ「●バス路線の維持・改善・充実をめざします。」を加える意見について</p> <p>バス路線に係る記載となりますが、約1,600人の方から回答をいただいた市民アンケートの結果を地区別に分析しています。その説明の中に、公共交通機関の利便性についての満足度を聞く項目があり、吾妻地区は他の地区と比較して、満足度が良かったことから、特に記載をしております。他の地区に記載があることから、吾妻地区にもといったお考えでの意見かと思いますが、他の地区との差を踏まえた上であえて吾妻地区には記載していないとご理解をお願いします。追加して記載した理由を説明してください。</p>
<p>佐野委員</p>	<p>吾妻地区は他の地区とは異なり、特殊な事情がある。いくつかに分断された地域で構成されている地区であり、松が丘、北秋津、住吉地区はよいが、久米と荒幡が捨て置かれている。ここに配慮する意味で加える意見とした。</p>

畑中都市計画
担当参事

地域の状況はよくわかると思いますが、市内全般におきまして公共交通ネットワークの充実は非常に重要であると考えています。先ほどもご議論いただきましたが、議案書の42ページに「バス路線については、既存路線の維持に努めるとともに、輸送力の確保や」と記載しています。輸送力の確保に新規路線や増便といった意味を含めて記載していますので、吾妻地区については、この記載に含めているものです。繰り返しとなりますが、吾妻地区に記載していないのは、他の地区と比べてそういった声がアンケートの結果では少なかったということでご理解をお願いします。

谷口委員長

意見は以上となりますが、執行部から何かありますか。

畑中都市計画
担当参事

非常にページ数の多い議案を熱心にご審査いただき、また、いろいろなご指摘をいただきましてありがとうございます。このような形で執行部の考えを述べさせていただく機会はありませんと思われまので、このような機会を設けていただきありがとうございます。感謝いたしております。この委員会で修正いただいた場合には、議会からのご意見としてその内容をしっかりと把握し、関係機関等とその対応について検討してまいりますので、ご説明いただきました意見の趣旨を理解しながら進めたいと考えております。繰り返しとなりますが、都市計画マスタープランはあくまで土地利用にかかる着眼点、基本的な考え方を方針として示すことを目的としておりますので、ここに記載したものをいつまでに実施するという計画とは

異なるものであること、土地利用や都市計画にかかる部分以外については、それぞれの分野における方針や計画に基づいて進められることを改めて述べさせていただきます。この点を踏まえてこれからの議論を進めていただければと考えます。

【自由討議終了】

休 憩（午後4時34分）

再 開（午後4時58分）

谷口委員長

先ほどの自由討議を踏まえ、意見調整の必要があることから、意見採決を保留し、次回2月18日午後1時より委員会を開催する。

散 会（午後4時59分）